

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について

1 改正の内容

行政文書の全部を開示する場合（以下「全部開示決定」という。）に出す行政文書開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）（*注1）に、異議申立てや取消訴訟（以下「異議申立て等」という。）ができる旨の教示文（*注2）を入れるもの。

2 改正に至る背景

- （1）実施機関は異議申立て等を想定して全部開示決定をすることはないので、情報公開条例制定当初から開示決定通知書には教示文をいれていない。
- （2）しかしながら、対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態があり、また、県情報公開審査会の個別案件の審議において、委員から教示文のないことについて疑問視する意見が出されたところである。
- （3）このような実態が発生するのは、全部開示決定が通常の許可処分とは異なり、実施機関が特定した行政文書が、開示請求者の求めている情報と異なる場合があるなど全部開示決定の特殊性に起因するためである。
- （4）上記全部開示決定の特殊性から起因する実態を重視し、開示決定通知書に教示文を付し、異議申立て等ができる旨の明確化を図り簡易迅速な救済に資することが、より望ましいと考えられるため改正を行うこととしたい。

3 教示文を入れる様式について

別紙（案）のとおり

4 他県の状況について（H25年11月千葉県調査）

全部開示決定通知において教示をしているのは、1府3県（大阪府、山形県、三重県、沖縄県）であり、42都道県は教示をしていない。

国は、全部開示決定と部分開示決定が同じ様式であり、教示をしている。

*注1・・・開示決定通知書の様式は、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県規則第11号）第3条第2項に規定する別記第2号様式に定められている。

*注2・・・行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示。

(参 考)

【行政不服審査法】

第 57 条第 1 項

行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において単に「不服申立て」という。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

【行政事件訴訟法】

第 46 条第 1 項

行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

第二号様式 (第三条第二項)

行政文書開示決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

千葉県知事

印

年 月 日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名		
開示を実施する 日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
	場所	
開示の実施の方法		
担当課(所)	電話番号() -	
備考		

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注

- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課(所)へ具体的な開示希望日時を申し出てください。あなたの御都合がよく、かつ、担当課(所)の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。